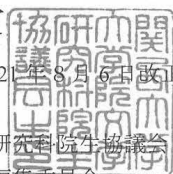


『千里山文学論集』投稿規定

2021年8月6日改正



関西大学大学院文学研究科院生協議会
『千里山文学論集』編集委員会

<投稿資格>

1. 文学研究科院生協議会会員、賛助会員、特別会員。

<論稿種別>

2. 論文、研究ノート、翻訳（未訳・新訳のものに限る）、文献紹介、文献索引。

<論題提出>

3. 「論題提出用紙」に、必要事項を全て記入し、指定のアドレスにデータを提出、または印刷したものを文院協ポストに投函する。
4. 「論題提出用紙」の記載内容に変更が生じた場合、論稿と共に変更箇所を記載した文書を提出する。全ての項目について、この時申し出たものを優先する。

<執筆要領>

5. 分量は400字詰原稿用紙60枚以内とし、本文、注、図、表、写真とも枚数に換算する。また、欧文の場合は10,000語程度、中国語の場合は12,000語程度を目安とすること。※共著の場合は編集委員の判断による
6. 「注」はすべて尾注とすること。
7. 図表・写真のレイアウトは、執筆者が十分な説明を書き添えた略図によって指示し、論稿とともに提出すること。ただし、図表の製版は高価であるため希望通りのものが作成できない場合がある。
8. docx, doc のいずれかの形式で、指定のアドレスにデータを送信すること。
9. 母語以外の言葉で執筆する場合はネイティブチェックを受けること。
10. 必ず指導教員からの校閲を受け、論稿提出時には指導教員からの印鑑またはサイン及び校閲の日付を記載すること。また、賛助会員、特別会員の論稿は編集委員がチェックする。特に事情がある場合は編集委員会に相談すること。

<校正>

11. 原則として2校以下とし、執筆者が行うこと。執筆者あるいは印刷所の都合により3校目を行う場合は、編集委員会の判断により発行日に支障を来さない

範囲で行う。

- 12.校正段階での論題の変更及び改行を要するほどの加筆・変更は原則として認めないが、発行日に支障を来さない場合は編集委員会で協議の上、これを承認し最良の状態で論稿を発表できるよう努める。
- 13.論稿の他、目次・執筆者紹介の本人の項目についても執筆者が校正を行うこと。その内容については、各項目において執筆者の朱を優先させる。但し、順序・レイアウト等全体構成に関わることは編集長が決定する。
- 14.校正の返送期日は厳守のこと。大幅に遅れたものは編集委員会の判断により当該号の掲載を中断し後続号へ見送る。たとえ連載中であっても考慮しない。

<抜刷>

- 15.希望部数を論題提出用紙に記載すること。
- 16.30部までは執筆者に無料で配布する。それ以上の部数を希望するときは10部単位で1部につき100円（現行）を執筆者が負担のこと。

<その他>

- 17.原稿データは執筆者が各自保存しておくこと。
- 18.本誌は機関リポジトリに登録されているため、論文は公開される。
- 19.論稿の著作権は著者及び文学研究科院生協議会に帰属し、文学研究科院生協議会はこれを著者の許諾なしに、自由に送付、引用など自由に使用することができる。
- 20.編集委員以外に、博士号を所持するものが編集監督として論稿の確認を行う。
- 21.投稿希望者が多い場合、掲載の採否は編集委員会がこれにあたり、掲載を次号へ見送る場合がある。
- 22.万一、論題提出締切時に投稿の意向を表明しなかったが、論稿提出締切には間に合い、ぜひとも掲載を希望する事態が生じた場合、編集委員会の協議において掲載を許可することがある。但し、掲載希望者が多く全論稿を掲載できない場合は、あらかじめ論題を提出していた者を優先し、後日申し出た者は次号送りとする。
- 23.以上の規定に著しく反する場合、また、内容及び形式において本論集に不適合であると編集委員会が判断した場合は掲載を不可とする場合がある。
- 24.掲載された内容について紛争が生じた場合、著者がこの責を負い、著者は文学研究科院生協議会の責任を問わない。

以上